

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられました。また、令和元年10月1日からは、食料品など軽減税率が適用されるものを除き、8%から10%に引き上げられました。これに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度土佐清水市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記の通りです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)	180,087千円
【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	330,950千円

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源 区 分				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・県支出金	地 方 債	そ の 他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	そ の 他
社会福祉	39,890	6,033		15,737	18,120	
社会保険	286,896				158,552	128,344
保健衛生	4,164	749			3,415	
合 計	330,950	6,782	0	15,737	180,087	128,344

入湯税の用途について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等及び観光施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和5年度土佐清水市一般会計予算では、下記の通り、環境衛生施設の整備、観光振興にかかる経費の財源として入湯税を充てることとしております。

(単位:千円)

事 業 名	事 業 費	財 源 区 分				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・県支出金	地 方 債	そ の 他	入 湯 税	そ の 他
環境衛生 施設整備	6,300	2,900			680	2,720
観光振興	14,043				11,698	2,345
合 計	20,343	2,900	0	0	12,378	5,065